

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は車両表示についての問題でしたね。皆さん、日ごろ見慣れていますから、簡単でしたか？
それでは問題の復習から。

宿題Q、次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について、法令で規定されていないものはどれか。

- (1) 表示は車両の両側面に行わなければならない
- (2) 許可業者の表示は自己運搬を行う表示に許可番号を加えなければならない
- (3) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (4) 産業廃棄物について環境大臣広域処理認定を受けている収集運搬車両の場合の表示は、自己運搬を行う表示に認定番号を表示しなければならない
- (5) 表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は白色で表示しなければならない

【解説】

省令第7条の2の2第3項に「識別しやすい色の文字で表示するもの」とあり、特に色の指定はない。しかしながら、一般的な識別しやすい色の文字としては白地に黒文字が使われることが多い。なお、船舶については省令第1条の3の2に「鮮明に表示すること」とあるが、様式第1号に「文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色」との規定がある。

正解 (5)

どうでしたか？皆さん正解しましたか？ちなみに、なんですが、一般廃棄物については、船舶には表示義務があるんですが、運搬車両には、廃棄物処理法上、表示義務は規定されていないんです。面白いでしょ(^o^)

では、車両表示について、ちょっとマニアックな問題を。

Q、産業廃棄物を運搬する場合において、運搬車両である旨の表示が不要な場合として正しいものは次の(1)～(5)のどれか。

- (1) 自社が工作物を解体して排出した産業廃棄物を自社で運搬する場合
- (2) 感染性産業廃棄物を運搬する場合
- (3) 中間処理後の産業廃棄物を運搬する場合
- (4) 産業廃棄物である使用済自動車を運搬する場合
- (5) 委託契約書の写し及びマニフェストを携行して運搬する場合

【解説】

産業廃棄物を運搬する場合は、自社運搬であっても処理業者が運搬する場合であっても処理基準が適用され、運搬車両である旨の表示をしなければならない。ただし、家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器産業廃棄物を運搬する場合及び自動車リサイクル法に基づき使用済自動車産業廃棄物を運搬する場合、本規定は適用されない。(平成16年10月27日環境省令第24号附則)

～廃棄物処理問題～

第3条)

正解(4)

まあ、「不要」と決められていたからと言って、表示したとしても法令違反というわけではありませんから、現実的には知らなくてもいいレベルのことかもしれませんね。
では、もう少し役に立つ基準から。

Q、次のうち、安定型最終処分場に埋め立てられないものはどれか。

- (1) ガラスくず
- (2) 廃プラスチック類
- (3) 石綿溶融物
- (4) がれき類
- (5) 鉛管

【解説】

安定型最終処分場に埋立可能なものとして、いわゆる「安定型5品目」と石綿溶融物が規定されている。しかし、次の物は過去において、有機性汚水や有害金属が溶出、浸出した実例があったことから、「種類、区分としては安定型5品目であるが、安定型最終処分場には埋め立ててはいけない」とされている。カッコ内は法令上の種類。

- ・石膏ボード、廃ブラウン管の側面部……(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
- ・鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板……(金属くず)
- ・廃プリント配線板……(廃プラスチック類、金属くず)
- ・廃容器包装〔有害物質や有機性の物質が混入・付着しているもの〕……(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)

正解(5)

皆さんご存じだとは思いますが、ちょっと基礎知識の復習。

最終処分場は法律では3種類が規定されています。有害物をそのまま埋められる「遮断型」。腐敗物や汚水が発生する産廃を埋められるよう、遮水シートや汚水浄化施設が敷設されている「管理型」。そして構造的には素堀の穴である(もちろん堰堤等は土木工学的に安全に作られています)「安定型」の3種類です。

安定型には遮水シートはありませんので、汚水が発生するような物、腐敗するような物が入ってしまうと地下水汚染に繋がってしまいます。そこで、安定型には「性状的に安定している物しか埋めてはならない」と規定している訳です。「性状的に安定している物」として、産廃20種類の中で、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、ゴムくずの5品目だけは安定型最終処分場に埋めてよいと決めているんですね。

ところが、種類としてはこの5品目に該当するのに、「安定型最終処分場に埋めてはいけない」と規定されている「物」があるんです。それが、前述の「鉛」、廃プリント配線板、廃容器包装、石膏ボード、廃ブラウン管の側面部なんです。では、類似問題から今回の宿題です。



宿題Q

次のうち、安定型最終処分場に埋立処分できないものはどれか。

- (1) 石膏ボード
- (2) 破碎されたがれき類
- (3) 石綿含有廃棄物の溶融処理生成物
- (4) レンガくず
- (5) 破碎された廃タイヤ

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。